

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 5 日

各市町村放課後児童健全育成事業主管課長 様

埼玉県福祉部少子政策課長

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の解除
に関連した放課後児童健全育成事業の対応について（通知）

県の子どもの健全育成の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、緊急事態宣言が解除されたところですが、埼玉県においては、5月31日までを実施期間として、放課後児童クラブについては、必要な方子どもへの預かりが提供されることを前提に、市町村において、新規感染者の増加の度合いを踏まえつつ、預かりの規模の縮小の度合いについて検討を要請していたところです。

つきましては、6月1日以降、別添（令和2年5月14日付厚生労働省事務連絡）のとおり、感染予防に留意した上で、原則開所できるよう、市町村において準備をお願いいたします。

ただし、市町村において、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対しては、市町村の要請に基づき、登所の自粛をお願いすることも考えられます。その場合も、預かりの必要性を適切に把握し、必要な者に預かりが提供されないことがないよう十分御配慮くださるようお願いいたします。

また、児童や職員等が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休所を検討するなどの対応をお願いいたします。

なお、当該取扱いについては、今後、埼玉県新型感染症専門家会議の意見を伺う予定であることを申し添えます。

子育て環境整備担当 渡辺 木村

電話： 048-830-3322

FAX： 048-830-4784

事務連絡
令和2年5月14日

都道府県
各 指定都市
中核市
保 育 担 当 部 (局)
地域子ども・子育て支援事業担当部 (局) 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）

保育所等（児童厚生施設、認可外保育施設及び問い合わせ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）の子どもや職員（以下「子ども等」とする。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「緊急事態宣言を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（令和2年5月14日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）などでお示したところであるが、保育所等における感染拡大を防止する観点から、罹患が確認されない子ども等についても、別紙の点に留意されたい。

保育所等における感染拡大防止のための留意点

(職員等について)

- 保育所等の職員については、出勤前に各自で体温を計測し、発熱や呼吸器症状（以下「発熱等」という。）が認められる場合には、出勤を行わないことを徹底する。保育所等にあつては、該当する職員について、管理者への報告により確実な把握が行われるように努めること。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該職員等の健康状態に留意すること。

ここでいう職員とは、子どもに直接サービスを提供する職員だけでなく、事務職や送迎を行う職員等、当該事業所の全ての職員やボランティア等を含むものとする。

委託業者等についても、物品の受け渡し等は玄関など施設の限られた場所で行うことが望ましく、施設内に立ち入る場合については、体温を計測してもらい、発熱等が認められる場合には立ち入りを断ること。

- 該当する職員については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について（令和 2 年 5 月 8 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）」を踏まえ、適切な相談及び受診を行うこととする。

(子どもについて)

- 保育所等の登園に当たっては、登園前に、子ども本人・家族又は職員が必要に応じて本人の体温を計測し、発熱等が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。

過去に発熱等が認められた場合にあつては、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該子どもの健康状態に留意すること。

上記にかかわらず、病児保育事業の利用について妨げるものではないが、当該子どもの保育所等が新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に、利用の可否について、慎重に判断すること。

- 市区町村や保育所等においては、都道府県等や衛生主管部局、地域の保健所と十分に連携の上、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観

点で保育所等において必要な対応がとられるように努めるものとする。

○本件についての問合せ先

(新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口)

TEL : 0120-565653 (フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分 (土日・祝日も実施)

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(認可外保育施設について)

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室

TEL : 03-5253-1111 (内線4838)

FAX : 03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(児童厚生施設、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

事務連絡
令和2年5月14日

各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言が発出された後の保育所等の対応については、「緊急事態宣言後の保育所等の対応について」（令和2年4月7日付け事務連絡）などでお示ししてきたところですが、このたび、同条第1項第2号で指定される区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

なお、認可外保育施設においても、各施設において同様の取り扱いが行われるよう、都道府県、指定都市又は中核市にて、必要に応じた情報提供及び助言等の実施をお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村に対する周知をお願いいたします。
また、ご不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

（保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育について）
厚生労働省子ども家庭局保育課
TEL：03-5253-1111（内線4854，4853）
FAX：03-3595-2674
E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

（認可外保育施設について）
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
TEL：03-5253-1111（内線4838）
FAX：03-3595-2313

E-mail : ninkagaihoiku@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブ、児童厚生施設について)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う

保育所等の対応について

(令和2年5月14日時点)

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号の緊急事態措置を実施すべき区域について、一部の都道府県について区域の指定の解除がなされた。これに伴う保育所等における対応について以下のとおりお示しする。指定を解除された都道府県内の市区町村においては参照いただきたい。

(保育所について)

1. 保育所の開所等の判断について

- (1) 保育所については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いする。
- (2) ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月14日変更)においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられる。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。いずれにしても、登園自粛をお願いするか否かの判断は市区町村において行われたい。
- (3) また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日付け事務連絡)に基づき、保育所の園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休園を検討いただきたい。その場合にも、子どもの保育が必要な場合の対応として、訪問型一時預かりや保育士による訪問保育、ベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いする。

2. 保育所における感染予防について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月14日変

更)においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて(第四報)」(令和2年5月14日付け事務連絡)の問5などに基づき、保育所における感染予防に取り組んでいただくようお願いしたい。

(2) また、令和2年度補正予算においても、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費の補助(上限50万円)が措置されているところであり、保育所における感染予防を行うに当たっては積極的に活用されたい。

(3) この他、人との接触を減らす観点から、園児の登降園の時間を可能な限り分散させるようお願いすることや、イベントの開催に際して参加人数を抑えることや参加者間のスペースを確保することなども考えられ、市区町村において適切に対応されたい。

(放課後児童クラブ等について)

1. 放課後児童クラブ等の開所等の判断について

(1) 放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いする。また、開所にあたっては、「小学校等の教育活動の再開に伴う放課後児童クラブの対応について(依頼)」(令和2年3月24日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)の「4 学校の臨時休業中に放課後児童クラブが開所する場合について」でお示したとおり、必要に応じて教育委員会等との連携を積極的に図り学校施設を活用することや、人的体制の確保等に努めること。なお、地域によって学校の再開の状況等が異なるため、教育委員会等と連携し、地域の実情に応じて適切に対応すること。

(2) ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月14日変更)においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保

護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願いすることが考えられる。その際にも、必要な者に預かりが提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただきたい。いずれにしても、利用自粛をお願いするか否かの判断は市区町村において行われたい。

- (3) また、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日付け事務連絡）に基づき、放課後児童クラブ等の子どもや職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、市区町村等において臨時休業を検討いただきたい。その場合にも、子どもの預かりが必要な場合の対応として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）やベビーシッターの活用等の代替措置を講じていただくようお願いする。

2. 放課後児童クラブ等における感染予防について

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月14日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨などが示されていることから、「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係FAQについて（令和2年5月14日現在）」（令和2年5月14日付け事務連絡）の問4などに基づき、放課後児童クラブ等における感染予防に取り組んでいただくようお願いしたい。
- (2) また、令和2年度補正予算（内閣府予算に計上）においても、市区町村がマスクや消毒液の購入等に必要となる経費の補助（上限50万円）が措置されているところであり、放課後児童クラブ等における感染予防を行うに当たっては積極的に活用されたい。
- (3) この他、人との接触を減らす観点から、子どもの通所の時間を可能な限り分散させるようお願いすることや、イベントの開催に際して参加人数を抑えることや参加者間のスペースを確保することなども考えられ、市区町村において適切に対応されたい。